

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

## 【児童扶養手当】

●対象者 次のいずれかに該当する子供を養育している父母又は養育者

※子供とは、18歳になった年の年度末（3月31日）まで  
（一定の障害のある場合は20歳未満まで）です。

- ・父母が婚姻を解消した子供
- ・父又は母が死亡した子供
- ・父又は母に一定の障害がある子供
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子供

●手当の金額 手当は年に6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）、支払月の前月までの2か月分ずつ支払われます。

### <支給額>

子供の人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	45,500円	45,490円～10,740円
2人目加算額	10,750円	10,740円～5,380円
3人目以降加算額	6,450円（1人につき）	6,440円～3,230円（1人につき）

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給に制限があります。

## 【特別児童扶養手当】

●対象者 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子供を養育している父母又は養育者

●手当の金額 手当は1年に3回（4月、8月、11月）、支払月の前月までの4か月分ずつ支払われます。

### <支給額>

障害の状態	月額（1人につき）
1級（重度）	55,350円
2級（中度）	36,860円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。



長瀬町公式マスコットキャラクター  
とろにゃん

## 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎年8月に提出する必要があります。

これらの提出がない場合、11月以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

### 手続き方法

認定を受けている方には、7月下旬に書類を送付します。必要書類をご準備いただき、役場担当窓口へご提出下さい。

### 提出期日

児童扶養手当…8月1日(木)から8月30日(金)まで

特別児童扶養手当…8月9日(金)から9月11日(水)まで

※午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）